

工業所有権情報・研修館職員退職手当規程

20060401 情館 014
平成 18 年 4 月 1 日

改正 20090000 情館 001 (平成 21 年 4 月 1 日施行)
改正 20130226 情館 002 (平成 25 年 3 月 1 日施行)
改正 20171215 情館 006 (平成 30 年 1 月 1 日施行)
改正 20221223 情館 007 (令和 5 年 4 月 1 日施行)
改正 20250326 情館 014 (令和 7 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、独立行政法人工業所有権情報・研修館就業規則（20060401 情館 001。以下「就業規則」という。）第 4 2 条の規定に基づき、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）と期間の定めのない雇用契約を締結した職員（以下「職員」という。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 2 条の 2 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受ける遺族の順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき同順位の者が 2 人以上ある場合には、その退職手当は、その人数によって等分して支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができない遺族としない。

- 一 職員を故意に死亡させた者

二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支払)

第3条 この規程の規定による退職手当は、法令、その他情報・研修館の規程類に別段の定めがある場合又は労使協定に基づく場合を除き、その全額を通貨で直接この規程の規定によりその支給を受けるべき者に支払わなければならない。ただし、支給を受けるべき者の申し出に基づき、その者が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によつて、支払うことができる。

2 次条から第10条までの規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確認することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第10条までの規定により計算した退職手当の基本額とする。

(普通退職の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気(以下「傷病」という。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、25年未満の期間勤続し、就業規則第44条第1項第2号の規定により退職した者、その者の非違によることなく勸奨により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額(以下「退職日俸給月額」という。)に、そ

の者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - 二 勤続期間11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - 三 勤続期間16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200
- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第7条 職員就業規則第46条第1項第4号の規定による解雇により退職した者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者、25年以上勤続し、職員就業規則第44条第1項第2号の規定により退職した者の退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
 - 二 勤続期間11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
 - 三 勤続期間26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
 - 四 勤続期間35年以上の期間については、1年につき100分の105
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（諭旨退職の退職手当）

第8条 職員就業規則第51条の規定により諭旨退職した場合の退職手当の基本額は、第5条第1項又は第6条第1項の規定により計算した額の2分の1の額とする。

（退職手当の最高限度額）

第9条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が、職員の退職の日における退職日俸給月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

（整理退職等の場合の退職手当）

第10条 第7条第1項に規定する者で次に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第4条及び第7条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする

- 一 勤続期間1年未満の者 100分の270
- 二 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

三 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

四 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(退職手当の端数処理)

第11条 この規程の規定により計算した退職手当の額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(勤続期間の計算)

第12条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第16条第1項に該当する者を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次に掲げる現実に職務を執ることを要しない期間のある月(現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。)が一以上あったときは、その月数の2分の1(ただし、第5号については、その月数の3分の1)に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

一 就業規則第16条第1項第1号の規定による休職(業務上の傷病又は通勤による傷病による休職を除く。)

二 就業規則第16条第1項第2号の規定による休職

三 就業規則第16条第1項第5号の規定による休職

四 就業規則第51条の規定による停職

五 独立行政法人工業所有権情報・研修館育児休業、介護休業等に関する規程第5条の規定による育児休業

5 第1項から第3項までの規定による在職期間のうち職員就業規則第38条第1号ただし書きにより現実に職務を執ることを要しない期間のある月(現実に職務を執ることを要する日のあった月を除く。)は、その月数の全期間を第1項から第3項の規定により計算した
在職期間から除算する。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第5条第1項(傷病による退職又は死亡に係る部分に限る。)、第6条第1項又は第7条第1項の規定による退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、第9条の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(国等の職員として在職した後引き続いて職員となった者の在職期間の計算)

第13条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続き次に掲げる機関（以下「国等の機関」という。）に使用される者又は役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国等の職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国等の職員として在職した後引き続き再び職員になった者の前条第1項の規定による勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、第2号から第7号までに掲げる機関にあっては、情報・研修館の在職期間を当該機関の勤続期間に通算することと定めている場合に限る。

- 一 国
- 二 他の独立行政法人
- 三 日本郵政公社
- 四 地方公共団体
- 五 国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等
- 六 国立大学法人
- 七 大学共同利用機関法人

2 国等の職員が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の国等の職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における国等の職員としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。

（独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となった者の在職期間の計算）

第14条 職員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち政令で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が理事長の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員となった場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「独立行政法人等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「独立行政法人等役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となった者の12条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 独立行政法人等役員が、独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第12条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前二項の場合における独立行政法人等役員としての在職期間の計算については、第12条（第5項を除く。）の規定を準用する。

(定義)

第15条 次条から第20条において、懲戒解雇等処分とは就業規則第51条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第16条 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者があるときは、理事長は当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払いを受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違が当館に及ぼす影響等を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して二週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが当館の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

二 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理

由があると思料するに至つたとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに第一項又は第二項による支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - 二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合
 - 三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前二項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

- 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職

期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 理事長が、当該退職をした者について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第二号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第16条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第二号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第16条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する解雇処分を受けたとき。
- 三 理事長が、当該退職をした者(再任用職員等に対する解雇処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 第1項第三号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第一項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第16条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第20条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、そ

の遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第16条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第16条第2項並びに前条第2項及び第5項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第21条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第一項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第五項までに規定する場合を除く。)において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第4項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第17条第1項第一号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きした在职期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の

額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員等に対する解雇処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員等に対する解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 5 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況その他の事情等を勘案して、理事長が決定するものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 6 第16条第2項並びに第19条第2項及び第4項の規定は、第1項から第4項までの規定による処分について準用する。

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第22条 職員が退職した場合(第16条に該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この規程による退職手当は、支給しない。

2 職員が第13条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国等の職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国等の職員となつた場合においては、理事長が認める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。

3 職員が第14第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて独立行政法人等役員となつた場合においては、理事長が認める場合を除き、この規程による退職手当は、支給しない。

第23条 理事長は、第9条の規定にかかわらず、職員が在職中に特に業績及び勤務上功労があつたとき等は退職手当の増額をすることができる。

(規程の実施)

第24条 この規程の実施のための手続き、その他必要な事項は、理事長が決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成18年4月1日に情報・研修館の職員となつた者の退職等に際し退職手当を支給しようとするときは、第12条の規定にかかわらず、その者の国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)として

の引き続いた在職期間を情報・研修館の職員としての在職期間とみなす。

第3条 前条の職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合においては、この規程による退職手当は、支給しない。

(国家公務員退職者の特例)

第4条 平成22年3月31日までに国家公務員が退職し、国から退職手当の支給を受け、引き続き新たに職員となった場合において、理事長が認めたときは、国家公務員としての引き続いた在職期間を職員として引き続いて在職した期間に通算する。

2 前項に規定する職員の受け取る退職手当の額は、第7条から第8条までのいずれかの規定により算出した額から、その者が国から支給を受けた退職手当の額を除算した額とし、国から支給を受けた退職手当の額が第4条から第7条までのいずれかの規定により算出した額を超えるときは、退職手当は支給しない。

(除算期間の経過措置)

第5条 この規程の施行日前に従前の独立行政法人工業所有権情報・研修館職員就業規則第40条の規定により休職とされていた期間の扱いについては、当分の間は国家公務員退職手当法及び関連諸法令の規程定める基準とおりとする。

(退職手当の額の調整)

第6条 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の額は、第5条から第7条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第10条第1項中「第7条」とあるのは、「第7条並びに附則第6条」とする。

第7条 当分の間、36年以上42年以下の期間勤務して退職した者であって、第5条第1項の規定に該当する退職をした者に対する退職手当の額は、同項の規定により計算した額に前条に定める割合を乗じて得た額とする。

第8条 当分の間、35年を超える期間勤務して退職した者であって、第7条の規定に該当する退職をした者の退職手当の額は、その者の勤続期間を35年として附則第6条の規定の例により計算して得られた額とする。

(失業者の退職手当の経過措置)

第9条 この規程の施行日前に工業所有権情報・研修館を退職した者に対して、国家公務員退職手当法第10条の失業者の退職手当を支給する場合の取り扱いは、独立行政法人工業所有権情報・研修館が行う。

(施行期日)

第1条 この規程は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の工業所有権情報・研修館職員退職手当規程の規定は、この規程の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月1日 20130226 情館 002)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成25年3月1日から施行する。

(退職手当に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の工業所有権情報・研修館職員退職手当規程（20130226情館002 以下「退職手当規程」という。）附則第6条、第7条及び第8条の規定の適用については、退職手当規程附則第6条中「100分の87」とあるのは、平成25年3月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成30年1月1日20171215情館006）

(施行期日)

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日20221223情館007）

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、第6条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則（令和5年4月1日20221223情館007）第2項」とする。

3 当分の間、第7条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「又は第7条」とあるのは、「、第7条又は附則（令和5年4月1日20221223情館007）第3項」とする。

4 職員給与規程附則（令和5年4月1日20221223情館006）第2項による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置又はこれらに準ずる給与の支給の基準による職員の俸給月額の設定は、俸給月額の減額改定に該当しないものとする。

附 則（令和7年4月1日20250326情館014）

(施行期日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。